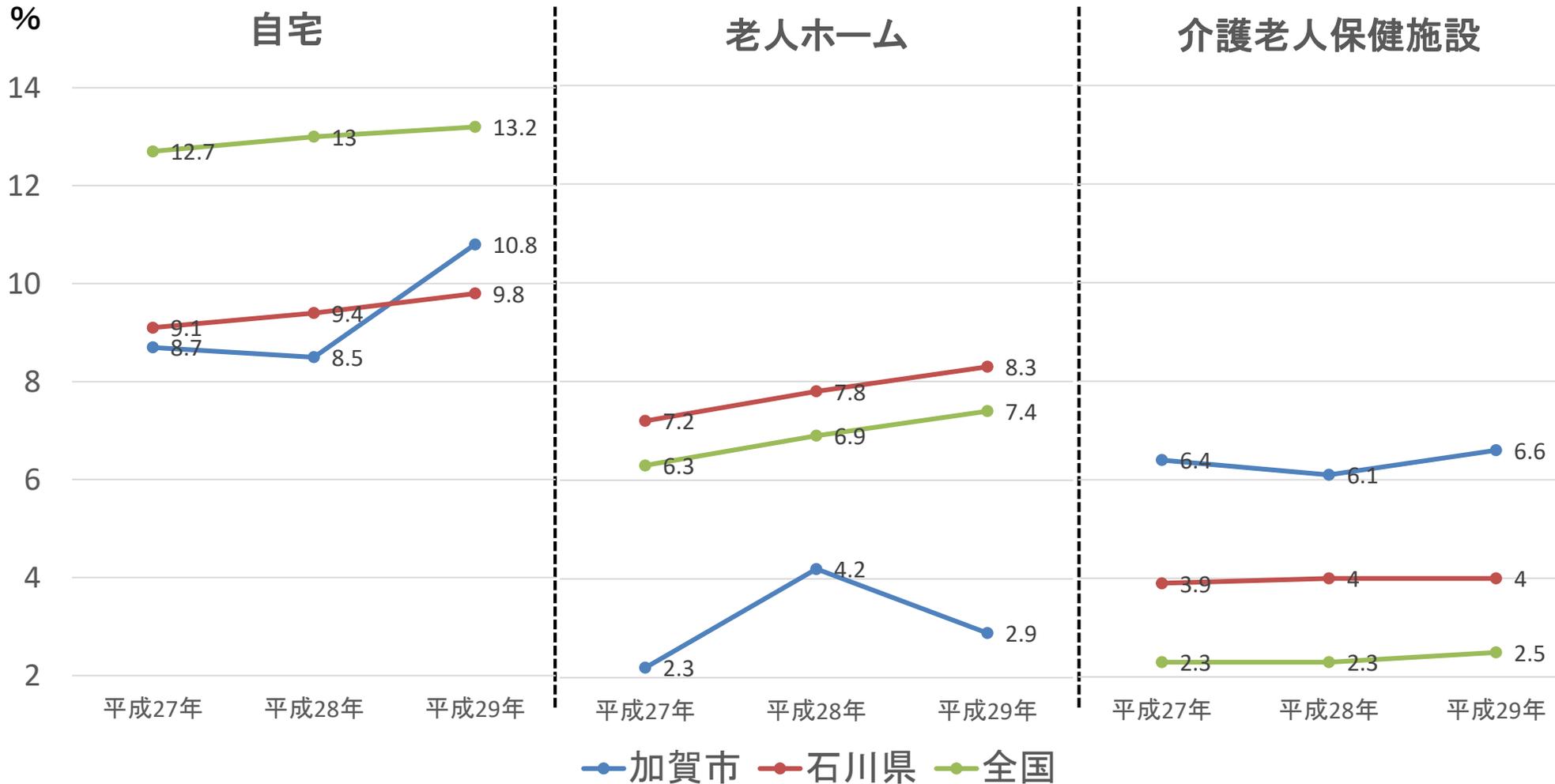


# 最期を迎える場所（「自宅」・「老人ホーム」 ・「介護老人保健施設」）

参考資料

—人口動態調査：平成27・28・29年1～12月（厚生労働省）より—



自宅：自宅のほか、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅（賃貸住宅をいい、有料老人ホームを除く）  
老人ホーム：養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム